Vol.2020-CSEC-91 No.37
Vol.2020-SPT-40 No.37
Vol.2020-EIP-90 No.37
2020/11/26

# GDPR（EU 一般データ保護規則）に基づく制裁金決定の具体的事例の検討と日本への示唆 ー日本における個人情報保護委員会による課徴金導入の可能性をふまえてー

寺田麻佑 [13] 板倉陽一郎 [23]

GDPR の施行後，EU においては，GDPR 違反に対する巨額の制裁金を実際に Google などに対して課す法執行実務が行われている．さらに，2020 年 10 月 1 日にも，ハンブルグのデータ保護当局 (HmbBfDI) は，H&M 社のドイツ支社による，数百人の従業員の過度の監視行為が，EU 一般データ保護規則 (GDPR) 違反であるとして，H&M ドイツに 3520 万ユーロ(4130 万米ドル)の罰金を科したとの発表がなされている．本発表においては，EU の巨額の制裁金決定の最近の事例の検討を基礎として，EU から十分性認定を得ている日本の法制度への示唆として，日本の個人情報保護委員会の監督機関としての執行能力の拡大としての，課徴金（制裁金）導入の可能性についても検討を行う．

# Examination of Specific Cases of Enforcement Practices of Fines Based on the GDPR (EU General Data Protection Regulation) and Suggestions to Japan - Considering the Possibility of Introduction of Administrative Fine by the Personal Information Protection Commission in Japan -

MAYU TERADA[13] YOICHIRO ITAKURA[23]

Since the enforcement of the GDPR in 2018, the EU has been implementing the enforcement practices that impose significant fines on Google etc. for violating the regulations of GDPR. In addition, on October 1, 2020, the Hamburg Data Protection Authority (HmbBfDI) announced that H & M Germany had been fined €35.2 million (US $41.3 million) for allegedly violating the European General Data Protection Regulation (GDPR) by allowing H & M ' s German office to overwatch hundreds of employees. In this paper, based on a review of recent cases of the EU ' s decision to impose huge fines, we will also consider the possibility of introducing surcharges (as administrative fine) as a way to expand the enforcement capacity of Japan's Personal Information Protection Commission as a supervisory body, as a suggestion to the Japanese legal system on personal data that has been recognized as sufficient by the EU.

## 1. 問題意識

GDPR の特徴の一つは，GDPR 違反が認定された場合に課される可能性のある，その行政制裁金(administratve fine)としての課徴金の金額の高さにある[1]．また，本稿でみるように，実際に課徴金が課されている現状にあるうえ，域外適用がなされることもはっきりとしているため，他国にも大きな影響力を与えている[2].

今般，ハンブルグのデータ保護当局が，GDPR 違反を H&M ドイツに対して認定したことで，45 億円もの課徴金を決定したとの報道がなされている[3]．本稿においては，これまでの課徴金の決定のなかでも Google と Facebook に対する決定をみたのち，今般のハンブルクの決定についてみることとする．

GDPR の 2018 年の完全施行後，EU においては，GDPR 違反に対する巨額の制裁金が実際に多く科せられている．具体的には，Google などに対して巨額の制裁金を科す法執行実務が行われている．さらに，2020 年 10 月 1 日にも，ハンブルグのデータ保護当局 (HmbBfDI) は，H&M 社のドイツ支社による，数百人の従業員の過度の監視行為が，EU 一般データ保護規則 (GDPR) 違反であるとして，H&M ドイツに 3520 万ユーロ(4130 万米ドル)の罰金を科したとの発表がなされている．本発表においては，EU の巨額の制裁金決定の最近の事例の検討を基礎として，EU から十分性認定を得ている日本の法制度への示唆として，日本の個人情報保護委員会の監督機関としての執行能力の拡大としての，課徴金（制裁金）導入の可能性についても検討を行う．

1 弁護士・ひかり総合法律事務所
Attorney at Law, Hikari Sogoh Law Offices
2 国際基督教大学教養学部上級准教授
Senior Associate Professor of Law, College of Liberal Arts, International Christian University
3 理化学研究所革新知能統合研究センター（AIP）
RIKEN AIP

ⓒ 2020 Information Processing Society of Japan

Vol.2020-CSEC-91 No.37
Vol.2020-SPT-40 No.37
Vol.2020-EIP-90 No.37
2020/11/26

## 2. GDPR における制裁金の根拠

### 2.1 行政的制裁としての制裁金[4]

GDPR の 83 条は，欧州各国の監督機関が，違反行為の一覧に応じて，個別事例の状況を考慮に入れながら制裁金—行政的な制裁としての—を化することができることを規定している．この制裁金は，とくに GAFA 企業など，米国の企業でオンラインプラットフォームを EU 市民にも多く提供している企業を対象にすることが予定されていたものである[5].

その具体的内容は，GDPR83 条の 1 項から 3 項までに詳しく定められている（下記参照）．また，制裁金を科すための考慮要素については，第 29 条作業部会が 2017 年に示した指針において詳細な解説がなされている[6].

個々の事案においては，効果的であり，比例的であり，抑止的であることが確保されるべきこと（83 条 1 項），個別事情に配慮することや（83 条 2 項），複数違反の場合においては，最も重大な違反に対して指定された総額を超えてはならないこと（83 条 3 項）などが定められている．（以下は，個人情報保護委員会による仮日本語訳によるものである．[7]）

第 83 条　行政上の制裁金を科すための一般条件

1. 各監督機関は，第 4 項，第 5 項及び第 6 項に規定する本規則の違反行為に関し，本条による制裁金を科すことが，個々の案件において，効果的であり，比例的であり，かつ，抑止力のあるものであることを確保する．

2. 制裁金は，個々の案件の事情に応じて，第 58 条第 2 項(a)から(h)及び(j)に規定する措置に加えて，又は，その措置に代えて，科される．個々の案件において，制裁金を科すか否かを判断する場合，及び，制裁金の額を判断する場合，以下の事項を適正に考慮に入れる：

(a) 関係する取扱いの性質，範囲及び目的を考慮に入れた上で，違反行為の性質，重大性及び持続期間，並びに，その違反行為によって害を受けたデータ主体の人数及びデータ主体が被った損害の程度；
(b) 違反行為の故意又は過失；
(c) データ主体が被った損失を軽減するために管理者又は処理者によって講じられた措置；
(d) 第 25 条及び第 32 条により管理者又は処理者によって実装された技術上及び組織上の措置を考慮に入れた上で，管理者又は処理者の責任の程度；
(e) その管理者又は処理者による過去の関連する違反；
(f) 違反を解消するための，及び，違反の潜在的な悪影響を低減させるための，監督機関との協力の程度；
(g) 違反によって影響を受けた個人データの種類；
(h) その違反が監督機関の知るところとなった態様，とりわけ，その管理者又は処理者がその違反を通知したのかどうか，及び，通知した場合，どの範囲で通知したのか；
(i) 関係する管理者又は処理者に対し，同じ事項に関して，第 58 条第 2 項に規定する措置が過去に命じられていた場合，それらの措置の遵守；
(j) 第 40 条による承認された行動規範の遵守，又は，第 42 条による承認された認証方法の遵守；並びに，
(k) その違反行為から直接又は間接に得た財産的な利益若しくは回避された損失のような，その案件の事情に適用可能な上記以外の悪化要素又は軽減要素.

3. 管理者又は処理者が，故意又は過失により，同じ取扱業務又は関連する取扱業務に関し，本規則の複数の条 項に違反する場合，その制裁金の総額は，その最も重い違反行為に関して定められた額を超えることができない.

4. 以下の条項違反行為は，第 2 項に従い，1000 万ユーロ以下の制裁金に服するものとし，又は，事業の場合，直前の会計年度における世界全体における売上総額の 2%以下の金額，若しくは，いずれか高額の方の制裁金 に服するものとする：
(a) 第 8 条, 第 11 条, 第 25 条から第 39 条並びに第 42 条及び第 43 条による管理者及び処理者の義務；
(b) 第 42 条及び第 43 条による認証機関の義務；
(c) 第 41 条第 4 項による監視組織の義務.

5. 以下の条項違反行為は，第 2 項に従い，2000 万ユーロ以下の制裁金に服するものとし，又は，事業の場合，直前の会計年度における世界全体における売上総額の 4%以下の金額，若しくは，いずれか高額の方の制裁金に服するものとする：
(a) 同意の条件を含め，第 5 条，第 6 条，第 7 条及び第 9 条による取扱いの基本原則；
(b) 第 12 条から第 22 条によるデータ主体の権利；
(c) 第 44 条から第 49 条による第三国内又は国際機関内の取得者に対する個人データの移転；
(d) 第 9 章に基づいて採択された加盟国の国内法による義務；
(e) 第 58 条第 2 項による監督機関からの命令，取扱いの一時的な制限若しくは恒久的な制限又はデータ移転の停止の不服従，又は，第 58 条第 1 項に違反するアクセスの不提供.

6. 第 58 条第 2 項に規定する監督機関の命令に対する不服従は，本条第 2 項に従い，2000 万ユーロ以下の制裁 金に服するものとし，又は，事業の場合，直前の会計年度における世界全体における売上総額の 4%以下の金額，若し

くは，いずれか高額の方の制裁金に服するものとする．

7. 第 58 条第 2 項による監督機関の是正権限を妨げることなく，各加盟国は，当該加盟国内に設けられている公的機関及び公的組織に対して制裁金を科すか否か，並びに，その範囲に関する法令を定めることができる．
8. 本条に基づく監督機関による権限の行使は，効果的な司法救済及び適正手続を含め，EU 法及び加盟国の国内法に従い，適切な手続上の保護措置に服する．

### 2.2 制裁金の具体的内容

83 条 4 項は，情報社会サービス関係において子供の同意関係の要件の違反や，管理者および処理者の義務違反（以上，8 条，11 条，25 条から 39 条，42 条から 43 条）などについては,「1000 万ユーロ以下の制裁金に服するものとし，又は，事業の場合，直前の会計年度における世界全体における売上総額の 2%以下の金額，若しくは，いずれか高額の方の制裁金に服するものとする」と定めている．

さらに，83 条 5 項は，同意の条件など個人データの取扱いに関する基本原則や同意要件，特別な種類の個人データの取扱い（5 条，6 条，7 条，9 条），データ主体に関する権利を定めた 12 条から 22 条，域外移転に関する 44 条から 49 条，監督機関の命令等への違反等（58 条 1 項，同 2 項）について,「2000 万ユーロ以下の制裁金に服するものとし，又は，事業の場合，直前の会計年度における世界全体における売上総額の 4%以下の金額，若しくは，いずれか高額の方の制裁金に服するものとする」と定めている．

## 3. EU における執行の実例

それでは，具体的にどのような執行事例があるのか，以下いくつか検討をおこなう．

### 3.1 フランスの CNIL の Google に対する制裁金事例

フランスの CNIL(監督機関)は，2019 年 1 月 21 日に，以下のような違反行為を認定し，約 5000 万ユーロ（約 60 億円）の制裁金の支払いを命じている[8].

その理由としては，不十分な情報提供によって透明性確保義務に違反したということが示されている．すなわち，Google は，パーソナライズドされた広告に利用されるデータの処理目的や，それらデータの保存期間に関する情報に個人がたどり着くまでに複数回のステップ（5，6 回のクリック）を経る必要があったことや，Google の提供するサービスの多さなどに鑑みて，処理業務によっておこなわれる侵害が大量であり，処理目的の説明が一般的であいまいに行われていたことが挙げられている．

また，Google が個人向けのターゲティング広告を提供するにあたって，利用者による同意を適切に取っていなかった，Google による同意取得は有効ではなかったということも理由に挙げられている．Google の利用者は，それぞれの個人向けの広告について，利用前に包括同意を求めるような条項をアカウント作成時に求められるうえ，同意するチェックが付いているチェックボックスが与えられるなど，実質的な同意が取れていないこと，また，利用目的ごとの特定もなされていないことが問題であるとされた．

Google はフランスの行政裁判所（コンセイユ・デタ）に行政訴訟を提起していたところ, 2020 年 6 月 19 日に, CNIL の Google に対する GDPR 違反に基づく制裁金は妥当であるとの判決を下している[9].

すなわち，まず第一に，ユーザーが Android モバイルデバイスを利用し，利用のための設定をするなかで Google アカウントを作成する際に，明瞭かつ平易な言語を使用して容易にアクセス可能な形式で通知を提供しなかったこと，第二に，個人へのターゲティング広告のために，個人データを処理することについて，ユーザーの有効な同意を得なかったことを認定し，それらを理由に，5000 万ユーロの制裁金を科すという決定は行政裁判所（コンセイユ・デタ）によって支持された．この CNIL の罰金は最終的なものである．Google に対するこの罰金は，CNIL が GDPR に基づき科した最初の罰金であり，これまでに GDPR に基づき欧州内の監督機関が科した罰金として確定するもののなかでは，最高額となる[10].

### 3.2 ブリティッシュエアウェイズへの制裁金

英国の情報コミッショナー（Information Commissioner）は，約 50 万人分の利用者の個人情報の漏えいが発覚した British Airways に対して, 約 2200 万ユーロの制裁金を 2020 年 10 月 16 日に科している[11].

なお，この制裁金については，2019 年 7 月 8 日に制裁金 1 億 8300 万ポンドを科すことが発表されていた．

制裁の理由は，情報セキュリティを確保するための技術的かつ組織的な手段を十分に講じなかったためである[12].

### 3.3 マリオット・インターナショナル社に対する制裁金

英国の情報コミッショナー（Information Commissioner）は，やはり同様に，情報セキュリティを確保するための技術的かつ組織的な手段を十分に講じなかったとして（GDPR32 条関係），3 億 3900 万人の顧客の記録を漏えいさせたマリオット・インターナショナル（Marriot International）社に対して，99,20 万ポンド（約 1 億 1000 万ユーロ）の制裁金を科す意図が 2919 年 7 月 9 日に発表されている[13].

### 3.4 H&M 社のドイツ支社に対する制裁金

2020 年 10 月 1 日にも，ハンブルグのデータ保護当局 (HmbBfDI) は，H&M 社のドイツ支社による，数百人の従

業員の過度の監視行為が, EU 一般データ保護規則 (GDPR) 違反であるとして，H&M ドイツに 3520 万ユーロ(4130 万米ドル)の罰金を科したとの発表がなされている[14].

その具体的な内容は, ニュルンベルクの H&M サービスセンターの経営陣が数百人の従業員を監視していたというものである．そして，HmbBfDI (データ保護と情報の自由のためのハンブルグデータ保護監察官) は，H&M ヘネス・アンド・マウリッツ・オンラインショップ A.B.&Co KG に対し，3520 万ユーロの罰金を科した．

すなわち，H&M 社はハンブルグで登録されており，ニュルンベルクでサービスセンターを運営している. そして，少なくとも 2014 年以降, 労働者の一部は, 私生活に関する詳細な記録の対象となっていることが認定されている．そして，その記録が，ネットワークドライブに永続的に保存されていたということが認定されている．具体的には，休暇や病気休暇などの欠勤後 (たとえ短い欠勤であっても) ，監督チームのリーダーは従業員と，いわゆるウェルカム・バック・トークを行っていたという．また，社員の具体的な休暇の記録だけでなく，病気の症状や診断も記録されることが多くなりました．加えて，監督者の中には，個人的な話し合いやフロアでの話し合いを通じて，比較的無害な内容から家族の問題や宗教的信条まで，従業員の私生活に関する幅広い知識を観察し，記録しており，こういった情報の一部は記録され，デジタル形式で保存され，社内の他の管理職 50 人が部分的に読み取ることができ状況となっていたのである. 記録は時に詳細なレベルで行われており，これらの問題の進展を含め，長期にわたって保存されていたという．

そして，H&M がこのように収集したデータは，個々人の仕事の成果をきめ細かく評価するだけでなく，従業員の雇用に関する施策や意思決定の詳細なプロファイルを得るためにも活用されていたことが，違反事実となっている．すなわち，従業員らの私生活の詳細を収集し，彼らの活動を記録することを組み合わせてプロファイリングをしていたことが，従業員らの公民権に対する特に激しい侵害につながった，と認定されているものである．

この H&M の事例は，プロファイリングデータを同意なく作成していたということにより，特に重い罰金が科されているものと考えることが出来る．

### 3.5 その他の事例

その他も数々の各国監督機関における GDPR 違反を認定した制裁金の事例があり，金額の大きなところでは，2020 年 1 月 15 日にイタリアのデータ保護監督機関が TIM(テレコムオペレーター)に対して，データ処理の不適切さ，不十分さを理由に 2780 万ユーロの制裁金を科しているほか, オーストリアのデータ保護当局も，オーストリアポスト（郵便）に, データ処理の不適切さ, 不十分さを理由として 1800 万ユーロの制裁金を 2019 年 10 月 23 日に科している．

その他にも多くあるが, 確認できる上位 10 件の巨額制裁金の執行元監督機関は，イギリス，フランス，ドイツ，イタリア，イギリス，オーストリア，イタリア，ドイツ，ドイツ，イタリア，となっており，すでにデータ保護に関する監視監督体制が一定程度以上に整い，かつ，専門家などの体制も整っている国であることが読み取れる．

もっとも, かかる巨額の制裁金（行政制裁金）の執行は，監督機関として整っている国における執行が目立つとはいえ（特に巨額のケースに関しては)，少なくとも，EU 全体としては，このような行政による制裁金のエンフォースメントこそが，GDPR 違反を摘発する実務の核となっていることが見て取れる．

そのため，我が国の個人情報保護法の実効性確保を検討するにあたっては, EU のかかる制裁金を科す実務—特に，公的部門にも適用のある GDPR において，各国公的機関においても制裁金の範囲も決めることができる（83 条 7 項）といった日本にはない執行の状況も含めて一，今後の個人情報保護法の改正の可能性を検討していく必要があるものと考えられる．

## 4. 日本における個人情報保護委員会の執行制度）

### 4.1 直罰規定の導入と金額の引き上げ

これに対して，日本においては，個人情報保護制度上における制裁や，監督の実効性確保手段は，十分性認定を受けた現在にあっても，限られているということができる．

すなわち, 2015 年に大幅な改正がなされた個人情報保護法の下においては，個人の位置データベースの提供に関する罪（個人情報保護法 83 条）について 1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金，個人情報保護委員会の命令違反（84 条）について 6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金，個人情報保護委員会の質問検査拒否などについても 30 万円以下の罰金（85 条 1 項）等々と，それまでは，主務大臣による勧告に係る措置命令違反や中止命令違反などに関して，間接罰の可能性があっただけであった, 2015 年改正のさらに前の個人情報保護法状況からは大幅に進展し，いわゆる直接罰が規定されることになった．もっとも, 6 月以下や 1 年以下の懲役や 50 万円以下の罰金といった, GDPR における制裁金と比すれば金額的にも小額な状況が続いていた．

これに対して，2020 年にも個人情報保護法が改正され，個人情報保護委員会の命令違反等の法定刑が引き上げられ，特に法人に対する罰金額が，データベース等不正提供罪や個人情報保護委員会による命令違反の罰金について，1 億円以下の罰金という形に引き上げられた（87 条 1 項）[15].

### 4.2 課徴金に関する現状

もっとも，課徴金（行政上の制裁金として日本において可能な形の制裁金）については，2020 年改正個人情報保護法においても導入がなされていない．

個人情報保護法は，4.1 にみたように，刑罰規制を導入しているが，GDPR のように巨額な制裁金となる可能性もある，課徴金の導入については，制度改正大綱においても，「その必要性や制度趣旨等について引き続き検討する」とされ，2020 年改正の検討中においても，個人情報保護委員会における「3 年ごと見直しに係る中間整理」においても，ペナルティ強化によって事業者に過度な委縮を招く可能性があることや，広汎な影響を与えるため，立法事実の精査が必要であるといった整理がなされ，宍戸常寿の指摘によれば，「全体としては導入に消極的なトーンで」課徴金制度が検討されていた[16].

すなわち，「個人情報保護法　いわゆる３年ごと見直し制度改正大綱 」（2019 年 12 月 13 日個人情報保護委員会）における，ペナルティの在り方の検討は以下の通りであった[17].

ペナルティの在り方（27 頁）（下線は著者）
○ 個人情報保護法では，個人情報取扱事業者に科される罰則について最大でも 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金とされていることから，違反行為に対する実効性が不十分であるとして，ペナルティの強化が必要との議論がある．
○ 平成 27 年改正法の施行後の国際的状況を見ると，ペナルティの強化が大きな潮流となっているのは否定できない．しかし，国際比較の観点では，各国ごとに国全体の法体系やペナルティに対する考え方に違いがあり，我が国の実態，法体系に照らして望ましい在り方を検討してきた．
○ 現状においては，個人情報の取扱いに係る違反行為について，委員会が捕捉した案件に関しては，指導等により違法状態が是正されているのが実態である．これは，企業にとって，消費者からの信頼を失うことのコストが大きいことなどが背景として考えられる．実際，ヒアリングにおいても，経済界からは，事業者は個人情報保護法を遵守しており，ペナルティの引上げに慎重であるべきとの意見が多くあった．
○ しかし，委員会が漏えい等報告を受けた事案や報告徴収・立入検査を行った事案の数は増加傾向にある．勧告・命令や罰則については，中間整理公表時点での適用事例は存在しなかったが，本年８月，委員会は初めての勧告を行った．これは，安全管理措置を適切に講じず，個人データを第三者に提供する際に必要な同意を得ていなかった事案に対して，その重大性に鑑み，適正に個人の権利利益を保護するよう，組織体制の見直しや意識改革をはじめ，必要な措置を講じることを勧告したものである．こうした重大な違反事例事案の発生を踏まえて，個人の権利利益の保護の必要性はより高まっている．
○ 個人情報保護法は，罰則を違反行為に対する最終的な実効性確保の手段とし，法人に対してもいわゆる両罰規定を設けているところ（法第 87 条），罰金刑の効果は，刑罰を科せられる者の資力によって大きく異なる．個人情報取扱事業者の中には，十分な資力を持つ者も含まれるところ，法人に対して，現行法のように行為者と同額の罰金を科したとしても，罰則として十分な抑止効果は期待できない．
○ このため，現行の法定刑について，法人処罰規定に係る重科の導入を含め，必要に応じた見直しを行うこととする．

また，課徴金制度に関する検討は以下の通りであった．

第８節 継続的な検討課題 （課徴金制度）（34 頁）（下線は筆者）
○ 課徴金制度の導入については，ペナルティ強化の一環としてこれを求める 意見がある一方で，中間整理の意見募集等では，経済界等から反対の意見が寄せられた．
○ 課徴金制度は，違反行為を行った事業者に経済的不利益を課すことにより，違反行為を事前に抑止することを目的とする制度である．現行法は，最終的な実効性確保の手段として刑事罰のみを予定しているところ，課徴金制度は， 刑事罰の限界を補完し，規制の実効性確保に資するものである．
○ 特に域外適用を受ける外国事業者の違反行為に対しては，国内事業者と同様に法執行を行う必要があるところ，課徴金制度は，外国事業者に対する有効な法執行手段となり得る．
○ また，諸外国の個人情報保護法制において，違反行為に対して，高額の制裁金を課すことによって規制の実効性を確保している例がある．
○ 他方，国内他法令における課徴金制度は，不当利得を基準として課徴金を算定している例が多く，我が国の法体系特有の制約があることから，法制的な課題もある．
○ 課徴金制度の導入については，我が国の法体系，執行の実績と効果，国内外事業者の実態，国際的な動向を踏まえつつ，引き続き検討を行っていくものとする．

このように，直近の 2020 年個人情報保護法の改正に向けた検討にあたっても，課徴金制度の導入については，経済界の動向を気にしたうえで，きわめて消極的な検討がなされていることが見受けられる．

## 5. 課徴金制度の可能性の検討

これまでもみてきたように，行政制裁金については，特にGDPRの規制の実効性確保の文脈の核として機能している．巨額の制裁金の運用が今後どのようになるのかは確かに未知数な部分もあるが，現時点においては，少なくとも，活発な制裁金の執行の運用がEUにおいては続いている．また，制裁金の巨額さという意味においては罰金という形ではあるが，GDPR（EU）のみならず，米国の連邦取引委員会（FTC）もFacebookに科すなどしている[18].

巨額といっても，以上のようにみてきたEUの例などは，大企業にとっては何とか支払うことのできる金額が設定されていることも多い制裁金であるとも言えるなか，日本における個人情報保護上の制裁としての罰金は，今般ようやく1億円に達したばかりであり，あまりにも小額であるということができる．

さらに，各国の法体系の違いなども制度改正大綱においては懸念材料に挙げられていたものの，特に個人情報保護法の執行上は，国外事業者への制裁も検討することが必要不可欠であるなか，国際的な規制標準からはかけ離れているようにも見える．日本においても課徴金を刑罰とともに科す法体系は可能である以上，個人情報保護法制の重要性や，個人情報保護委員会が規制を実際に執行する確率や，行政指導で終わらせる確率の高さなども含めて考えると，国際的な企業への規制の実効性確保などを視野に入れた，制裁手段の一つとしての行政上の制裁金である課徴金制度が今後，早急に導入されるべきであろう[19].

## 参考文献

[1] 石井夏生利『EUデータ保護法』（勁草書房，2020年）201－213頁.
[2] 米国との関係においては，データの移転に関してプライバシー・シールド協定が結ばれていたところ，欧州司法裁判所（CJEU）の2020年7月16日のSchrems II決定（CJEU Case C-311/18）が，，EUと米国の間における個人データの移転に関するプライバシー・シールド決定が無効としたことは記憶に新しい．この点については，板倉陽一郎・寺田麻佑「Schrems II決定（CJEU Case C-311/18）後の欧米再交渉に向けての概観」2020-DPS-184（19）1－9頁など.
[3] Der Hamburgische Beauftragte fuer Datenschutz und Informationsfreiheit, 35,3 Millionen Euro Bußgeld wegen Datenschutzverstößen im Servicecenter von H&M, https://datenschutz-hamburg.de/pressemitteilungen/2020/10/2020-10-01-h-m-verfahren.
[4] 課徴金という表現は，行政制裁金一般に使われているわけではないが，行政権や司法権に基づいて国民から賦課徴収する金銭的負担が課徴金とされている（参照，財政法3条）．宇賀克也『行政法概説I』（有斐閣，2020年）284頁.
[5] 実際の執行事例も，GoogleやFacebookが目立っている．参照，寺田麻佑「EUと日本における個人情報保護法制の比較と課題」比較法研究81巻（2019年）168－182頁.
[6] Article 29 Data Protection Working Party, Guidelines on the application and setting of administrative fines for the purposes of the Regulation 2016/679, WP253, adopted on Oct. 3, 2017.
[7] https://www.ppc.go.jp/files/pdf/gdpr-provisions-ja.pdf
[8] The CNIL's restricted committee imposes a financial penalty of 50 Million euros against GOOGLE LLC, 21 January 2019. See, https://www.cnil.fr/en/cnils-restricted-committee-imposes-financial-penalty-50-million-euros-against-google-llc （2020年10月29日最終閲覧，以下同じ）
[9] https://www.huntonprivacyblog.com/2020/06/23/french-highest-administrative-court-upholds-50-million-euro-fine-against-google-for-alleged-gdpr-violations/
[10] Quoted Articles are : Art. 13 GDPR, Art. 14 GDPR, Art. 6 GDPR, Art. 5 GDPR. See also, https://enforcementtracker.com/
[11] 16 October 2020, Type: Monetary penalties Sector: Transport and leisure, The Information Commissioner's Office (ICO) has fined British Airways (BA) £20m for failing to protect the personal and financial details of more than 400,000 of its customers. See,.https://ico.org.uk/action-weve-taken/enforcement/british-airways/
[12] Quoted Articles are : Art. 5 (1) f) GDPR, Art. 32 GDPR. See also, https://enforcementtracker.com/
[13] Statement: Intention to fine Marriott International, Inc more than £99 million under GDPR for data breach, 09 July 2019, https://ico.org.uk/about-the-ico/news-and-events/news-and-blogs/2019/07/statement-intention-to-fine-marriott-international-inc-more-than-99-million-under-gdpr-for-data-breach/
[14] Hamburg Commissioner Fines H&M 35.3 Million Euro for Data Protection Violations in Service Centre, https://edpb.europa.eu/news/national-news/2020/hamburg-commissioner-fines-hm-353-million-euro-data-protection-violations_en
[15] 寺田麻佑「個人情報保護委員会によるエンフォースメントの強化と海外協力」ジュリスト1551号（2020年11月）49－50頁.
[16] 宍戸常寿「課徴金制度をめぐる論点」法律のひろば2020年10月号47頁.
[17] https://www.ppc.go.jp/files/pdf/seidokaiseitaiko.pdf
[18] FTC Imposes $5 Billion Penalty and Sweeping New Privacy Restrictions on Facebook July 24, 2019, https://www.ftc.gov/news-events/press-releases/2019/07/ftc-imposes-5-billion-penalty-sweeping-new-privacy-restrictions
[19] 同時に，個人情報保護委員会のエンフォースメントの強化として，公的部門の監督も可能とするような改正も行われる必要がある．参照，寺田・前掲注（15）52－53頁.